

相模原市人権尊重のまちづくり条例
(令和6年相模原市条例第28号)

解釈指針

令和6年4月

相模原市

目 次

I 解釈指針

前文	1
第1章 総則	3
第1条 (目的)	3
第2条 (定義)	5
第3条 (基本理念)	13
第4条 (表現の自由等への配慮)	14
第5条 (市の責務)	16
第6条 (市民等及び事業者の責務)	17
第7条 (推進指針)	18
第8条 (人権教育及び人権啓発)	20
第9条 (相談及び支援体制の充実)	22
第10条 (多様な主体と連携した取組)	23
第11条 (調査及び情報の収集)	24
第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進	25
第12条 (不当な差別的取扱いの禁止)	26
第13条 (申立て)	27
第14条 (助言及びあっせん)	32
第15条 (あっせんに関する勧告)	35
第16条 (意見の聴取)	36
第17条 (助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表)	37
第18条 (差別事案に係る調査)	38
第3章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進	39
第19条 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る 公の施設の利用の承認等の基準等)	40
第20条 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は 障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置)	42
第21条 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)	47
第22条 (勧告)	51
第23条 (命令)	56
第24条 (公表)	62
第25条 (人権委員会による調査)	64
第26条 (報告)	67
第27条 (報告及び質問)	68

第4章 声明	70
第28条	70
第5章 人権委員会	73
第29条（設置）	73
第30条（組織）	75
第31条（委員及び臨時委員）	76
第32条（守秘義務）	78
第33条（規則への委任）	79
第6章 雑則	80
第34条（委任）	80
附則	81

II 資料編

1 相模原市人権尊重のまちづくり条例	84
2 相模原市人権尊重のまちづくり条例施行規則	96

I 解釈指針

前 文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言はこのようにうたい、日本国憲法も基本的人権の尊重をその基本原理としている。人権は、国家を始めとした公権力により侵害されてはならないことはもちろんのこと、私人間においても相互に尊重し合う必要がある。

このような中、国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み、本市においても、これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきた。

しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

また、社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生している。

こうした状況を踏まえ、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、人権に関する基本的な考え方、相模原市におけるこれまでの取組、津久井やまゆり園事件に対する認識、人権問題の状況のほか、相模原市が目指すべき目標などについて定めたものです。

【解説】

相模原市では、平成14年3月に相模原市人権施策推進指針を策定し、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その後、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）などの人権に関する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実や、人権に対する市民意識の高まりも見られてきましたが、社会では、外国人や障害者に対する差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）に関する偏見など、新たな人権課題が生じています。

このような状況から、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、相模原市人権施策推進指針を平成31年1月に改定し、基本理念「一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」を掲げ、人権施策を推進してきました。

そこで、この人権施策の取組に、より実効性を持たせるため、『相模原市人権尊重のまちづくり条例』を制定することとしました。

また、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園において、多くの障害者の尊い命が奪われるという、大変痛ましく、許しがたい事件が起きたことは、本条例を制定する重要な契機の一つとなっています。

相模原市としては、この事件の根底には、障害者に対する不当な差別的思考があったものと捉えるとともに、この事件は断じて容認できるものではなく、こうした悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、共生社会の実現を目指していく必要があるとの認識のもと、津久井やまゆり園事件に対する市の認識を前文に書き込むこととしたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等を定めることにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的が、人権尊重のまちづくりについての基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することであることを定めたものです。

【解説】

- 1 「基本理念」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) 基本理念（第3条）

- 2 「市、市民等及び事業者の責務」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) 市の責務（第5条）
 - (2) 市民等及び事業者の責務（第6条）

- 3 「人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) 表現の自由等への配慮（第4条）
 - (2) 推進指針（第7条）
 - (3) 人権教育及び人権啓発（第8条）
 - (4) 相談及び支援体制の充実（第9条）
 - (5) 多様な主体と連携した取組（第10条）
 - (6) 調査及び情報の収集（第11条）

- 4 「不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進に関する事項」に関連する条文は、次のとおりです。

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止 (第12条)
- (2) 申立て (第13条)
- (3) 助言及びあっせん (第14条)
- (4) あっせんに関する勧告 (第15条)
- (5) 意見の聴取 (第16条)
- (6) 助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表 (第17条)
- (7) 差別事案に係る調査 (第18条)

5 「不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項」に関連する条文は、次のとおりです。

- (1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等 (第19条)
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置 (第20条)
- (3) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止 (第21条)
- (4) 勧告 (第22条)
- (5) 命令 (第23条)
- (6) 公表 (第24条)
- (7) 人権委員会による調査 (第25条)
- (8) 報告 (第26条)
- (9) 報告及び質問 (第27条)

6 「声明に関する事項」に関連する条文は、次のとおりです。

- (1) 声明 (第28条)

7 「相模原市人権委員会」に関連する条文は、次のとおりです。

- (1) 設置 (第29条)
- (2) 組織 (第30条)
- (3) 委員及び臨時委員 (第31条)
- (4) 守秘義務 (第32条)
- (5) 規則への委任 (第33条)

8 その他の条文は、次のとおりです。

- (1) 委任 (第34条)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。
- (5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。
- (6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。
- (7) 障害者に対する不当な差別的言動 障害者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は障害者を著しく侮蔑するなど、障害者であることを理由として、障害者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。
- (8) 表現活動 次に掲げる表現行為をいう。
 - ア インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法その他の不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる表現行為
 - イ 表現行為の内容を記録した印刷物、光ディスク(これに準ずる方法によ

り一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)その他の物の販売若しくは頒布又は上映その他の表現行為の内容を拡散する表現行為

【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を定めたものです。

【解説】

1 第1号関係

「市民等」については、市内在住者に限らず、市内において主に活動を行う市内在勤者や市内在学者も含まれます。

2 第2号関係

「事業者」については、営利、非営利を問わず、市内において事業活動を行うものとし、企業だけでなく、自治会、NPOなどの団体も含まれます。

3 第3号関係

(1) 本条例では、人権に関する法令や他都市の条例において、「不当な」を付している例が多いことや、「差別」には区別するという意味合いが含まれることから、単に「差別」ではなく「不当な差別」と表現しています。

(2) 定義は、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、人権に関する他都市の条例などを参考に定めています。「不当な差別」には、「不当な差別的取扱い」及び「不当な差別的言動」が含まれます。

(3) 「人種」とは、皮膚の色を始め、頭髪・身長・頭の形・血液型などの形質を総合して分類される、人間の生物学的な特徴による区分単位をいいます。

(4) 「民族」とは、文化や出自を共有することからくる親近感を核にして歴史的に形成された、共通の帰属意識を持つ人々の集団をいいます。

(5) 「国籍」とは、一定の国家の所属員たる資格をいいます。

(6) 「信条」とは、宗教上の信仰や人生観、世界観、政治観など、いわゆる思想上の信念をいいます。

(7)「年齢」とは、生まれてからその時までの経過期間を年又は年月日によって数えたものをいいます。

(8)「性別」とは、男性と女性との別をいいます。

(9)「性的指向」とは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいい、同項では、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。」とされています。

(10)「ジェンダーアイデンティティ」とは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいい、同項では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。」とされています。

相模原市では、従来、相模原市人権施策推進指針等において、「性自認」という用語を使用していましたが、同法が令和5年6月に公布・施行されたことから、同法に規定する定義を使用しています。

(11)「障害」とは、身体又は精神の機能の低下、異常、喪失あるいは身体の一部の欠損などをいいます。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第1号では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）」とされています。

(12)「疾病」とは、健康でない異常状態、病気、疾患をいいます。

(13)「出身」とは、生まれた土地、属していた身分などが、そこであることをいいます。

(14)「その他の属性」の前に示した「人種」から「出身」までの属性は、例示であり、「その他の属性」には、それら以外のあらゆる属性が含まれます。

なお、例示した属性以外の属性の例としては、犯罪歴などが挙げられます。

(15)「不当な区別、排除又は制限」の「不当な」とは、正当な理由がないこ

とをいいます。

4 第4号関係

「正当な理由」に相当するのは、客観的に見て、正当な目的の下で行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合としています。「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断することとなります。

[不当な差別的取扱いの具体例]

人種等の属性を理由にして、

- ・窓口での対応を拒否したり、後回しにする
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・入店を拒否する
- ・入居物件を紹介しない など

ただし、個別の事案ごとに判断するため、上記の例と同一の事案であったとしても不当な差別的取扱いに該当しない可能性があります。

5 第5号関係

「本邦外出身者」とは、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する「本邦外出身者」と同義であり、その定義は、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」となります。

外国籍である必要はなく、その定義において、「その子孫」という文言があることから、日本生まれの在日外国人の二世・三世や、それ以降の世代を含んでいます。

また、この定義には、適法に居住しない者（不法滞在者）は含まれませんが、「適法に居住するもの」との要件が付されていることをもって、不法滞在者等に対する不当な差別的言動が許されるとする趣旨ではありません。

6 第6号関係

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同義としており、その定義は、「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を

著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動となります。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解釈に関する考え方について、法務省人権擁護局から「参考情報」として次のように示されています。

● 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の典型的な具体例

- ア (専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知すること
- イ (専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と) 本邦外出身者を著しく侮蔑すること
- ウ 本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動すること

個別具体の言動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、国及び地方公共団体が、それぞれの施策を行う場面で適切に判断する必要があると考えられる。

個別具体の言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かは、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常に本条の該当性の判断に変わりがないというのではなく、個別具体の言動がどのような状況や背景の下で行われるに至ったのか、その前後の文脈を踏まえて当該言動がどのような趣旨、意味に解されるのか等の諸事情を勘案することにより、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が異なることは当然あり得ると考えられる。したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難であるといわざるを得ない。

典型的な例として、次の言動が該当し得ると考えられる。

ア 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知すること

一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。

例えば、

「〇〇人は殺せ」

「〇〇人を海に投げ入れろ」

「〇〇人の女をレイプしろ」 など

イ 本邦外出身者を著しく侮蔑すること

一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものがこれに該当すると解される。

例えば、

「特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶこと」

「差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動」 など

ウ 本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動すること

一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

例えば、

「〇〇人はこの町から出て行け」

「〇〇人は祖国へ帰れ」

「〇〇人は強制送還すべき」 など

この「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」という定義については、条例では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等（第19条）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置（第20条）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止（第21条）」において使用していますが、これらの措置は日本国憲法が保障する「表現の自由」に一定の制約を課することになるため、不当な差別的言動の対象属性を限定的にする必要があることから、その対象属性は、相模原市における差別実態（立法事実）のある属性を対象とすることとし、既に法律用語として用いられ、一義的な解釈が可能な

「本邦外出身者」が的確な表現であると判断したものです。

また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を対象とした措置は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第4条第2項「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」の規定に基づく取組であり、同法による裏付けのある取組であることを明確にすることも目的としています。

なお、本邦外出身者に該当しない日本人に対する不当な差別的言動については、立法事実を確認できなかったことから、条例による措置を設けていません。

しかしながら、不当な差別的言動に対する考え方は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に対する衆議院及び参議院の法務委員会における附帯決議の趣旨と同様の考え方であり、本条例に明文の規定がないことをもって、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる不当な差別的言動が許されるという趣旨ではありません。

7 第7号関係

「障害者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第1号に規定する「障害者」と同義としており、その定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となります。いわゆる障害者手帳の所持者に限られず、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人を指します。

「障害者に対する不当な差別的言動」に該当する言動内容については、第6号の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の内容と同様であり、その対象を「障害者」としています。

8 第8号ア関係

「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法」とは、「不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる表現行為」の具体例として挙げているものです。

「不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる表現行為」とは、例えば、インターネット上での掲示板への書き込み、

S N S への投稿等のほか、道路等の不特定多数の者が通行する場所での演説やビラの配布、看板の設置など、不特定多数の者が知り得る状態に置くような場所又は方法で行う行為をいいます。

9 第8号イ関係

「表現行為の内容を記録した印刷物、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）その他の物の販売若しくは頒布又は上映」とは、「表現行為の内容を拡散する表現行為」の具体例として挙げているものです。

表現の手法は多様化しており、道路での演説などの直接相手方に伝える方法以外に、他の表現行為を記録媒体に保存しそれを配布するなど、他の表現行為の内容を拡散するという手法を使って表現をすることも考えられます。この規定では、それらを対象としており、公共の場所で行われた演説や示威運動などの様子を記した印刷物や、それらの音声や動画を記録したDVDなどの媒体の販売、頒布や上映など、他の表現行為の内容を拡散する一切の表現行為をいいます。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の目的である共生社会の実現に向けて取り組む「人権尊重のまちづくり」の基本理念を示したものです。

【解説】

相模原市における人権尊重のまちづくりに関する施策（人権施策）は、「誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施」することを規定しています。

本条例の目的である「一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現」のためには、「多様性を認め合うこと」、「不当な差別を解消すること」、「互いの人権を尊重し合うこと」が特に重要で、欠くことのできない要素であり、こうした基本姿勢のもと、人権尊重のまちづくりに関する施策を進めていくことを基本理念として定めたものです。

(表現の自由等への配慮)

第4条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の規定の適用に当たって、「表現の自由」などを不当に侵害しないよう、留意することを定めたものです。

【解説】

本条例では、不当な差別的言動に対する規制など、日本国憲法の保障する基本的人権に制約を課す内容が含まれています。これらについて、基本的人権を不当に侵害しないように運用することは当然のことですが、明文化することで、相模原市として運用に慎重を期すことを宣言しています。

そして、その重要性から、本条を基本理念に続き規定しています。

日本国憲法が保障する「表現の自由」は、基本的人権の中でも特に重要な権利ですが、公共の福祉による制約を受けることとなり、規制が必要な場合でも「表現の自由」を不当に侵害しないよう、必要最低限度の制限である必要があります。

参考：日本国憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

一方、「表現の自由」が保障されているからといって、不当な差別的言動は許されるものではありません。

日本国憲法第12条は、自由及び権利を「濫用してはならない」と規定し、同法第13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しています。また、同法第14条には、「すべて国民は、(中略)差別されない」と規定しています。表現の自由が保障されるからといって濫用してはならず、自分と異なる属性を有する者を排斥するような言動は、全ての人々が個人として尊重される社会にふさわしくなく、不当な差別的言動はあってはならないものです。

参考：日本国憲法

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならない

のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 略

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。

【趣旨】

本条は、相模原市が本条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならないことや、相模原市におけるあらゆる施策については、人権尊重の視点をもって取り組まなければならないことを定めたものです。

【解説】

相模原市では、これまで「相模原市人権施策推進指針」に基づき、様々な人権施策に取り組んできました。

その人権施策推進指針では、人権施策の基本姿勢の一つとして「あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映」させ、人権尊重を基調とする市政を推進することとしています。

本条例に基づき、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に講じていくことにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(市民等及び事業者の責務)

第6条 市民等及び事業者は、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民等及び事業者が、相模原市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならないことを定めたものです。

【解説】

共生社会の実現に向け、相模原市が人権尊重のまちづくりに関する施策を実施することに加えて、その施策への市民等及び事業者の協力があつてこそ、より一層の推進が図られます。

本条は、こうした観点を踏まえ、市民等及び事業者が、相模原市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力することを努力義務として定めたものです。

(推進指針)

第7条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、推進指針にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。この場合において、第11条第1項に規定する調査等の結果を踏まえるものとする。

3 市長は、推進指針を策定しようとするときは、あらかじめ、相模原市人権施策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進指針の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針を相模原市人権施策審議会の意見を聴いて策定し、それにのっとり具体的かつ計画的に施策を推進することを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

相模原市では、平成14年3月に相模原市人権施策推進指針(推進指針)を策定し、人権尊重を基調とした市政を推進してきましたが、国における法令等の整備状況や新たな人権課題等を踏まえ、人権に関する施策を総合的に推進し、人権尊重のまちづくりを実現するため、この推進指針を平成31年1月に改定しました。

今後は、本条を推進指針の策定根拠とし、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

なお、附則第2項では、平成31年1月に改定した推進指針を、本条の規定に基づき策定された推進指針とみなすことを定めています。

2 第2項関係

市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策については、推進指針にのっとり推進することとし、その際には、第11条第1項に定める人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するために行う調査等の結果を踏まえることとします。

3 第3項関係

市長は、推進指針を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、市長の附属機関である相模原市人権施策審議会の意見を聴くこととします。

4 第4項関係

市長は、推進指針を策定（変更）したときは、速やかに、公表しなければならないこととします。公表の手法としては、市ホームページへの掲載などを想定しています。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 市は、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。

【趣旨】

本条は、相模原市が、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対して、人権教育及び人権啓発を行うことを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、日常生活の中で、人権の尊重を当たり前のこととして行動することにより、人権が普遍的な文化として根付く社会が築かれます。

「人権教育」及び「人権啓発」は、人権尊重のまちづくりを進める上で、最も基本的で重要な施策であり、人権を尊重する理念の礎となる正しい認識や理解を深めるため、学校や家庭、地域、職場などあらゆる場を通じ、推進していく必要があります。

なお、「人権教育」と「人権啓発」の定義は、次のとおりです。

※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条

人権教育	人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動
人権啓発	市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)

2 第2項関係

人権を自分自身に密接な関わりのある問題として捉え、人権に関する豊かな感覚と問題意識を身に付けるためには、人格形成に大きな影響のある幼少期から、成長・発達段階に応じた教育や啓発により、自らの人権と全ての人の人権を尊重することの大切さを認識することが必要であることから、多様な機会を

活用して、人権教育及び人権啓発に取り組んでいく必要があります。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、人権侵害を受けた人に対する相談や支援を図るため、その体制の充実に努めることを定めたものです。

【解説】

1 本条は、人権侵害による被害に対して、相模原市が相談や支援に係る体制の充実に努めることを明文化したものです。

なお、本条は、人権侵害による被害に係る相談や支援に関する規定であり、個人間のトラブルや、単なる言い争い等については、本条の対象としていません。

[相談・支援の対象]

◆人権侵害

- ・ 不当な差別（取扱いと言動）、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷、セクハラ、パワハラ、DVなど、他人の人権を侵害する行為
- ・ 日本国憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為
- ・ 民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）その他の人権に関する法令の規定に照らして違法とされる侵害行為

※対象外のもの

- ・ 単純な金銭、騒音、日照等に関するトラブルの相談
⇒相談があった場合には、しかるべき機関の紹介等による対応
- ・ 海外における人権問題や入国管理に係る人権問題に関する相談
⇒相談があった場合には、国の取組等の情報提供等による対応
- ・ 個人間の単なる言い争い

2 人権侵害による被害については、既存の各課・機関における相談機能を活用しながら、各課・機関間の連携を強化するなど、相談及び支援体制の充実に努めます。

(多様な主体と連携した取組)

第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援を行えるよう、関係行政機関、市民等、事業者、関係団体等の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、相模原市が、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成並びに効果的な人権教育及び人権啓発（第8条）並びに人権侵害に関する相談及び支援（第9条）を行うことができるよう、多様な主体との連携に努める旨を定めたものです。

【解説】

- 1 多様化、複合化する人権課題に的確に対応していくには、相模原市だけではなく、多様な主体と連携して対応することが重要であるとの認識のもと、当該規定を設けるものです。
- 2 「関係行政機関」には、県、法務局などを想定しています。
- 3 「関係団体等」には、当事者団体、支援団体、関係団体など、各課題に関連する団体を幅広く想定しています。

(調査及び情報の収集)

第11条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、相模原市が、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うことを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

社会情勢や市民意識の変化に対応し、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な市民意識調査や実態調査、情報の収集を行うこととします。なお、調査に当たっては、明確な目的を定めて実施するよう留意して取り組みます。

調査等の結果については、第7条第2項に規定するとおり、人権尊重のまちづくりに関する施策を具体的かつ計画的に推進するために活用していきます。

2 第2項関係

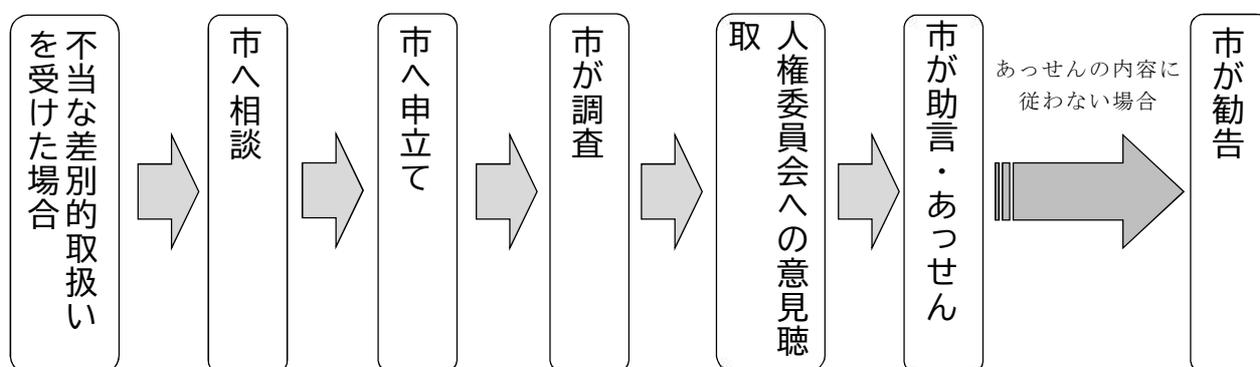
相模原市は、調査を行ったときは、その結果を原則公表することとします。公表の手法としては、市ホームページへの掲載などを想定しています。

なお、公表することで逆に不当な差別が拡散されてしまうおそれがある場合や、限定的な範囲を対象にした実態調査の場合で個人情報伏せたとしても個人がある程度特定されてしまうおそれがあるときなどを想定し、「公表することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」とし、公表しないことができることとしています。

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進

相模原市としては、不当な差別的取扱いを受けた市民等の救済を図っていくことは、人権尊重のまちづくりを進める上で重要な取組の一つと考えています。このため、本条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた市民等の救済制度を設けています。具体的には、市長が申立てを受けた後、調査した上で、助言、あっせん、勧告を行うことができる仕組みを設けることにより、不当な差別的取扱いの解決を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。

<救済制度の流れ>



(不当な差別的取扱いの禁止)

第12条 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【趣旨】

本条は、何人も、不当な差別的取扱いをしてはならないことを定めたものです。

【解説】

1 「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人のほか、外国人も含まれます。
また、自然人のほか、法人も含まれます。

2 「不当な差別的取扱い」の定義は、第2条第4号に規定されており、その解説については、同号の解説を参照。

3 本条は、不当な差別的取扱いを禁止対象としています。不当な差別的言動も含めて、不当な差別全般を広く捉え、特に限定をかけず条例により公権力をもって禁止することとした場合には、日本国憲法が保障する表現の自由に抵触し、漠然とした、過度に広範な規制となるおそれがあるため、「不当な差別的取扱い」に限定しています。

日本国憲法が保障する表現の自由を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要であると考えています。

4 本条に違反した場合の罰則は設けていません。

なお、不当な差別的取扱いを受けたと思料する市民等は、第13条の規定に基づき、市長に対して、当該不当な差別的取扱いに係る紛争（以下「差別事案」という。）を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てができることとしています。

(申立て)

第13条 市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争(以下「差別事案」という。)について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 市民等の家族その他の関係者は、当該市民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、差別事案について、当該市民等に代わって、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て(以下単に「申立て」という。)は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。

(3) 法令(民事調停法(昭和26年法律第222号)を除く。)に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。

(4) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。

(5) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)から3年を経過したものであること。

(6) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

(7) 差別事案に係る相手方(以下単に「相手方」という。)が不明であるものであること。

(8) さがみはら男女共同参画推進条例(平成16年相模原市条例第1号)第21条第1項の規定による申出を行うことができるもの、相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)第22条第1項の規定による救済の申出を行うことができるものその他の市の制度による救済の申出等を行うことができるものであること。ただし、申立てをしようとする差別事案が人種等の属性のうち複数の属性に関わるものである場合等、これらの制度で対応

することが困難である場合を除く。

(9) 市の区域外で生じたものであること。ただし、差別事案がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、相手方が市民等又は事業者であるときは、市の区域内で生じたものとみなす。

【趣旨】

本条は、不当な差別的取扱いを受けたと思料する市民等が、市長に対して差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てができることを定めています。また、当該市民等に代わって、その家族その他の関係者も申立てができることを定めています。

【解説】

1 第1項関係

第2条第4号に規定する不当な差別的取扱いを受けたと思料する市民等は、差別事案を解決するために必要な「助言」又は「あっせん」を行うよう市長に対して申立てをすることができます。これは、第12条で市の区域内における不当な差別的取扱いを禁止しているにもかかわらず、それに違反する行為によって不当な差別的取扱いを受けた者を救済するために設けた制度です。

相模原市が救済制度を設けることについて、紛争解決の仕組みは、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続と趣旨が重複する面がありますが、市民にとって身近な市において紛争解決の仕組みを設けることで、問題解決に向けた選択肢を増やすというメリットがあると考えています。

本制度は、人権（権利）を侵害された事案や不当な差別を受けたという事案全般を対象としておらず、不当な差別的取扱いを申立ての対象としています。一方で、明らかに不当な差別的取扱いには該当しない場合や第4項の除外事由に該当する場合は、本制度による申立てをすることができません。

(1) 「助言」

「助言」は、ある者に対し、なすべき行為ないしはその行為を行うときに必要となる事項を進言することです。具体的には、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどになります。

相談・支援段階における「助言」の対象は、主に相談者になりますが、救済手続における「助言」は、相手方に対しても行うことを想定しています。

また、「助言」は市長が行いますが、第29条に規定する相模原市人権委

員会の意見を聴いた上で、助言内容を決定することになります。

(2) 「あっせん」

「あっせん」は、当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとすることです。具体的には、紛争当事者双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けた方針や解決案（あっせん案）の提示などになります。

「あっせん」は市長が行いますが、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、あっせんの内容を決定することになります。

2 第2項関係

一定の当事者性を有する者に限定する趣旨から、不当な差別的取扱いを受けたと思料される市民等に代わって申立てができる者は、「家族その他の関係者」としており、「その他の関係者」としては、弁護士などの支援者、関係する行政機関等を想定しています。

3 第3項関係

助言又はあっせんの手続を進めていく上では、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者のほか、相手方その他の関係者に調査をすることが想定されます。このため、家族その他の関係者からの申立ての場合は、当該不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反して行われていないことを要件としており、申立てがあった場合は、その者の意思に反していないか確認を行うことを想定しています。ただし、障害等により意思の表明が困難である場合は、本制度による解決を望まないことを表明していることが客観的に明らかである場合を除き、要件を満たしているものと判断します。

4 第4項関係

「助言」又は「あっせん」の申立てをすることができない除外事由を設けています。

(1) 第1号～第4号、第8号関係

法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるため、除外しています。

〔裁判所による判決、係争中の事案、法令に基づくあっせん等（第1号～第3号）〕

司法による終局的解決が図られた事案、公的な機関により実情に即した解決が図られた事案、そうした制度により係争中の事案や法令による解決の援助等が用意されている事案については、当該制度により^き羈束性の強い解決が図られること、専門的な体制の下、より効果的な解決に向けた支援が期待されることから除外しています。

なお、民事調停法に基づく調停は、その対象が広範に過ぎること等を考慮し、その対象となる事案を除外することとはしていません。

[行政不服審査制度（第4号）]

行政不服審査会等が第三者的な視点で、処分の適否判断を行う法に基づいた手続であり、場合によっては処分の取消し等がなされる、より羈束性の強いものであることから、行政指導にとどまる本条例の救済手続より優先すべきであるため、除外しています。

[さがみはら男女共同参画推進条例や相模原市子どもの権利条例による救済制度等（第8号）]

既に設けられている手続であって市民周知もなされ運用されていることや、特定の分野を対象に専門的な知見を持った者が関わり、専門的な見地からの解決が期待されることから除外しています。

「申立てをしようとする差別事案が人種等の属性のうち複数の属性に関わるものである場合等、これらの制度で対応することが困難である場合」については、複合差別（例えば、主に女性であることを理由に制限を受けた事案について、同時に障害やジェンダーアイデンティティを理由とした事案でもある場合など）の場合などを想定しています。しかし、複合差別である場合であっても、それぞれの専門窓口が連携して対応を図った方が相応しい場合などは、これに該当しません。

(2) 第5号関係

申立ての対象が不当な差別的取扱いであることからすると一定期間を経過しなければ申立てをしにくいという事情がある一方で、差別事案の発生から長期間経過すると事実の確認などが困難となることが予想されます。このため、民法に規定されている不法行為による損害賠償請求権の消滅時効などを参考に、申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過した事案は除外しています。

(3) 第6号関係

犯罪捜査への支障が生じないようにするため、現に犯罪の捜査対象となっているものは、申立ての対象外としています。

(4) 第7号関係

救済制度は、不当な差別的取扱いを受けた者とその相手方との間を取り持つことで紛争の解決を目指すものです。したがって、その相手方が不明である場合は、助言やあっせんが実際上困難であるため、申立ての対象外としています。

(5) 第9号関係

救済制度は、第1項の解説で記載したとおり、第12条の規定に反して不当な差別的取扱いを受けた者の救済を図ることを目的としていますが、同条は、条例の属地的効力から市の区域内を対象としています。このため、市の区域内で生じた不当な差別的取扱いを救済の対象としますが、市の区域外で生じた差別事案は申立ての対象外としています。

差別事案がどこで生じたものであるかは、実際にその申立ての事実の発生した場所（例えば、店舗でのやり取りであればその店舗の所在地など）で判断します。

インターネット上での不当な差別的取扱いの例としては、インターネット上での売買や動画配信サービスの提供について、正当な理由なく人種等の属性を理由として拒否をすることなどが考えられます。

インターネットの特性上、市の区域に関係なく起こり得ますが、相模原市は一地方公共団体であることから、不当な差別的取扱いを受けたと思料する者が市民等で、かつ、その相手方が市民等又は事業者である場合に限り申立ての対象とします。

(助言及びあっせん)

第14条 市長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者(前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。)、相手方その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 市長は、助言若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に関係する市の機関(市長を除く。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、相模原市人権委員会(以下「人権委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、第2項の調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

5 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が市であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、人権委員会の意見を聴くものとする。

6 市長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

【趣旨】

本条は、助言やあっせんの手続について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

助言やあっせんの対象については、「申立てをした者(前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。)、相手方その他の関係者」としており、前条(第13条)第2項の規定により申立てを家族その他の関係者が行った場合は、申立てを行った家族その他の関係者のほか、当該不当な差別的取扱いを受けた者(本人)も対象としています。

助言やあっせんは、不当な差別的取扱いを受けた者とその相手方という差別事案の当事者に対して行われることが基本となると考えられますが、当事者が未成年である場合や、指揮命令関係の下で不当な差別的取扱いが行われたと考えられる場合などには、保護者や上司などの関係者に対して行われることも考えられます。

助言やあっせんに関する手続を行う時には、速やかに、申立人及び相手方に対して、その旨を書面により通知します。

「助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるとき」とは、個々の差別事案に応じて判断しますが、例えば、次の事案などが考えられます。

- (1) 申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
- (2) 当事者間の感情的対立が激しく、当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
- (3) 市長が申立てのあった差別事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合

助言又はあっせんを行うことが適当でないと認めたときは、申立人等に対して、助言又はあっせんを行わない旨及びその理由を書面により通知します。

2 第2項関係

助言やあっせんを行うに当たっては、事実関係の解明が必要となるため、申立人、相手方その他の関係者に協力を求めた上で、市長は、事実関係の調査を行うことができることとしています。後段においては、申立人、相手方その他の関係者に対し調査への協力義務を訓示的に規定しています。

3 第3項関係

複数の部局の所管にまたがる差別事案への対応においては、関係部局と緊密な連携を図ることが必要であることから、市長部局以外の市の機関を含め、助言又はあっせんの実施やそのための調査に当たって当該差別事案に関係する市の機関の協力を得られるようにするため、市長が当該機関に資料の提出等の協力を求めることができるという根拠規定を設けています。

4 第4項・第5項関係

助言やあっせんについては、市長が行うこととしており、市長による助言やあっせんの手続の公正中立性を担保するため、原則として、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、行うこととしています。

ただし、第2項の規定により行った差別事案の事実関係の調査を通じて、当事者双方が納得した結論が既に出ており、当該結論を内容とする助言やあっせんを行う場合など、相模原市人権委員会の意見を聴く必要がないと市長が認める場合には、意見を聴かずに助言やあっせんを行うことができる例外規定を設けています。

なお、相模原市が差別事案の当事者である場合には、相模原市人権委員会の意見を必ず聴くこととしています。

5 第6項関係

あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続であり、これによる解決の見込みのないときは、その手続を継続することが困難となります。そのため、あっせんの打ち切りについて規定しています。

「解決の見込みのないとき」については、個々の差別事案に応じて判断がされますが、例えば、

- (1) 相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき
- (2) 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき
- (3) 当事者の双方があっせん案を受諾しないとき

などが考えられます。

あっせんを打ち切ったときは、速やかに、申立人、相手方その他の関係者に対して、その旨及びその理由を通知します。

(あっせんに関する勧告)

第15条 市長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

【趣旨】

本条は、あっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる当事者が正当な理由なく、その内容に従わない場合の勧告について規定したものです。

これは、あっせんは、当事者間での問題解決を援助するためのものであり、あっせんに従うかどうかは、当事者に委ねられていますが、あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合に、何らの措置も行わないこととすると、あっせんの実効性が担保されず、当該手続の意義が損なわれるおそれがあるためです。あっせんの内容に従わないことについて、正当な理由がないと認められる場合には、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる当事者に対してあっせんの内容に従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すものです。

【解説】

1 勧告は、法的拘束力があるものではなく、非権力的な行政指導に該当します。

なお、勧告に従わなかった者に、更に行政処分としての命令をしたり、命令違反に対する罰則や氏名公表等の制裁的措置を科すことは、本条例では、不当な差別的取扱いの禁止が一般的な禁止規定にとどまることや、公権力の行使には、慎重であるべきであることから、採用しておらず、本条例では、行政指導としての助言とあっせん、あっせんに従わない場合の勧告の仕組みのみを設けることとしています。

2 勧告は、書面により行います。

3 「正当な理由」に相当するのは、あっせんで求められた措置をとることが客観的に見て困難であると認められるような場合です。

例えば、健康上の理由により、あっせんで求められた措置をとることが困難であると認められる場合などを想定しています。

(意見の聴取)

第16条 市長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、勧告を行う前の意見聴取の手續について定めたものです。

【解説】

勧告は法的拘束力のないものですが、勧告の対象者の活動に事実上の影響を与えることも考えられることから、手續の適正性を担保するため、意見聴取の手續を設けたものです。

(助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表)

第17条 市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

【趣旨】

本条は、市長が行った助言やあっせん、勧告の状況を公表することについて定めたものです。

【解説】

本条の公表については、制裁的手段ではなく、どのような行為が不当な差別的取扱いに当たるのか、また、それらに対してどのような解決策が望ましいのか等に関する考え方を市民等や事業者に提供するという観点から、不当な差別的取扱いの防止や将来的な差別事案の解決に向けた情報提供として位置付けるものであり、当事者の氏名等、関係者の秘密は除いて、差別事案の概要等の必要な事項を公表するものです。

公表に当たっては、関係情報を結び付けることなどにより、申立人、相手方その他の関係者の個人情報の露見や属性の暴露につながらないように、公表内容を慎重に検討した上で行います。

公表は、市揭示場への揭示及び市ホームページへの掲載とし、公表する事項としては、①申立て内容、②調査経過、③助言若しくはあっせん又は勧告の実施内容となります。

差別事案の中には、関係者の秘密を除いて公表することが困難なものや、二次被害の懸念等から申立者が公表を望まないもの等の、公表することが適切でないと考えられる「特別の事情」があるものも想定されるため、そのような事情がある場合は、公表しないことができることとしています。

(差別事案に係る調査)

- 第18条 人権委員会は、第14条第4項本文又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 2 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

【趣旨】

本条は、市長が、助言又はあっせんを行うに当たって、第29条に規定する相模原市人権委員会に意見を聴いた場合に、相模原市人権委員会は、必要に応じて差別事案の事実関係について調査を行うことができることを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

相模原市人権委員会は、市長から諮問された助言案又はあっせん案の審議に当たって、必要がある場合には、申立人、相手方その他の関係者に対して差別事案の事実関係について調査を行うことができるものとしています。

調査の対象となった申立人、相手方その他の関係者においては、正当な理由がある場合を除き、差別事案の解決に向けて協力しなければならないこととして、調査への協力義務を訓示的に規定しています。正当な理由とは、例えば、健康上の理由により対応ができないことなどを想定しています。

2 第2項関係

迅速な審議に資するよう、差別事案の事実関係について、あらかじめ調査範囲を限定した上で、個別の委員又は臨時委員に調査を行わせることができるものとしています。

第3章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

相模原市では、不当な差別的言動に該当する可能性のある事案が過去に発生したこと、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律では地域の実情に応じた施策を講じることとされていることを踏まえ、不当な差別的言動が行われないように措置を講じることとしました。

不当な差別的言動に対する規制的な措置の検討に当たり、相模原市における不当な差別的言動の実態を把握するため、相模原市人権施策審議会からの答申で示された7つの属性（人種、民族、国籍、障害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）、出身）を理由とした不当な差別的言動について、令和5年5月に、人権団体34団体への調査や街頭アンケート調査を実施しました。

そして、その調査で回答のあった事案が不当な差別的言動に該当する可能性について、法務省人権擁護局が作成した『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報』の内容を考慮し、判断を行いました。

その結果、不当な差別的言動に該当する可能性が高いと考えられる事案として、本邦外出身者を対象とした街宣活動や看板等の掲示、本邦外出身者及び障害者を対象としたインターネット上の書込み等を把握しました。

相模原市としては、こうした立法事実を踏まえ、日本国憲法で保障する表現の自由を不当に侵害しないよう配慮しつつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等」の設定、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」といった措置を講じる必要性があると判断したものです。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等)

第19条 市長は、市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項(以下「基準等」という。)を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により基準等を定める場合は、当該基準等に、公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対し措置を講じようとするときは、当該措置の内容に応じて人権委員会へ意見聴取することについて定めるものとする。

【趣旨】

本条は、相模原市が設置する公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項(以下「基準等」という。)を市長が定めることを規定しています。また、基準等には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対して措置を講じようとするときに、その内容に応じて第29条に規定する相模原市人権委員会へ意見聴取を行うことを定めることを規定しています。

【解説】

1 第1項関係

(1) 公の施設は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、住民の福祉を増進するために地方公共団体が設置する施設であり、同法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないこととされています。これを受け相模原市では、公の施設ごと(又はその種類ごと)に条例(以下「施設設置条例」という。)を制定しています。

施設設置条例では、その施設の位置、開館時間等の基本的な事項のほか、市民が利用する際の手続に関する事項も規定されています。その中には、利用の承認をしない場合や、利用の承認を取り消す場合といった、利用制限に関する要件も含まれており、それに従って施設の運営は行われています。

なお、地方自治法第244条では、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず(第2項)、住民が公の施設を利用する

ことについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（第3項）こととされています。

（2）本条は、新たに利用制限に関する要件を追加し、本条を根拠に各公の施設における利用制限を行うものではありません。あくまでも利用制限の根拠は、施設設置条例に定められた利用制限に関する規定です。

基準等を別に定め、公の施設の所管部署は、その基準等により施設設置条例の規定を運用し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における利用制限を行っていくこととなります。

参考：施設設置条例における利用制限に係る規定の例

○ 利用の承認をしない場合

- （1）××における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）××の施設、附属設備、器具等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- （3）集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、××の管理上支障があると認められるとき。

○ 利用の承認を取り消す場合

- （1）利用者が利用の承認の条件に違反したとき。
- （2）利用の申請に虚偽又は不正があったとき。
- （3）利用の制限に係る各要件のいずれかに該当するに至ったとき。
- （4）災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、利用者(利用目的に応じて入館した者を含む。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 第2項関係

基準等には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対して措置を講じようとするときに、その内容に応じて相模原市人権委員会への意見聴取を行うことを規定します。第三者機関の意見聴取により当該措置の適正性を担保していきます。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置)

第20条 市長は、次に掲げる表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われた表現活動

(2) 市の区域外で行われた表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が市民等を対象としたものであると明らかに認められる表現活動

イ アに掲げる表現活動以外の表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 前項の場合において、市長は、当該表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該表現活動の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の解消に悪影響を与えると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じようとするとき、又は第2項本文の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項本文の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、市長が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当すると認める表現活動について、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、事案の内容に即して、当該表現活動の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動が

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の公表をすることなどを定めたものです。

【解説】

本条では、対象となる表現活動を直接規制する方法をとらずに、市長が、表現活動の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずること、啓発を目的に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の公表をすることなどを定めています。

本条の施行日前から、インターネット上に掲載された状態の記事などについては、同日前に消去されず、同日以降も引き続き掲載されている場合には、同日以降、本条の適用を受けることとなります。

1 第1項関係

(1) 「表現活動」の定義は、第2条第8号に規定されており、その解説については、同号の解説を参照。

(2) 「表現活動」のうち、本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当するものが本条の対象となります。

(3) 「必要な措置」については、事案の内容に即してとるべき措置を決定します。措置の例としては、インターネット上の言動であればプロバイダへの削除要請、ビラ・チラシの配布であれば注意喚起、看板の設置であれば撤去要請などが考えられますが、同一の手法であるからといって同じ措置になるとは限らず、相模原市人権委員会の意見を聴いて、事案の内容に即して、適切な対応を行うこととしています。

(4) 第1項第1号関係

「市の区域内で行われた表現活動」とは、相模原市の区域内において、ビラ・チラシや光ディスク等の媒体の配布等を行うことや、デモ・街宣活動を行うことなどが対象となります。なお、相模原市の区域内で行われたインターネットのウェブサイトへの書込みや動画の掲載も対象となりますが、サイトの運営者や関係プロバイダからのIPアドレス等の必要な情報の提供を受ける必要があることや無線の通信端末機器の利用等の状況から極めて困難であるとされています。

(5) 第1項第2号関係

相模原市の区域外で行われた表現活動又は相模原市の区域内で行われた表現活動であるかどうか明らかでない表現活動のうち、表現の内容が市民等を対象としたものであると明らかに認められるものについては、本条の「拡散防止措置」の対象となります。

また、相模原市の区域外で行われた表現活動又は相模原市の区域内で行われた表現活動であるかどうか明らかでない表現活動のうち、相模原市の区域内で行われた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」の動画等を、インターネット上のウェブサイトに掲載したりビラとして配布すること等により相模原市の区域内に拡散する行為は、本条の「拡散防止措置」の対象となります。

2 第2項関係

(1) 本条の「公表」は、市長が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当すると認める表現活動について、その概要等を公表することで、どのような表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを広く市民に周知することにより、その解消につなげることを目的としています。

日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、慎重な対応が必要であり、行為者の制裁を目的として、「公表」を行うものではありません。

(2) 公表は、市掲示場への掲示及び市ホームページへの掲載とし、公表する事項としては、次の事項となります。

ア 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当する旨

イ 表現内容の概要

ウ 表現内容に対する「拡散防止措置」の内容

エ 「拡散防止措置」を講じた年月日

オ その他市長が必要と認める事項

(3) 「これを公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の解消に悪影響を与えると認められるとき、

その他特別の理由があると認められるとき」とは、公表することにより、かえって、当該表現活動を行った者の宣伝やアピール等につながってしまうときなどを想定しています。

3 第3項関係

第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」については、「市民等の申出」又は「職権」により行うものですが、この「市民等の申出」は、表現内容の対象とされた者の申出に限定していません。

「市民等の申出」は、市長が措置の対象となる事案を把握するものであるため、看板の写真や配布されていたビラなど実際に行われた表現内容の証拠となるものを併せて提出してもらいます。

この「市民等の申出」は、法律的に申出をする市民等に何らかの権利を設定し、市長に申出に対する応答義務や、第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」をする義務、第4項の「相模原市人権委員会」の意見を聴く義務を生じさせるものではありません。

4 第4項関係

第1項の「拡散防止措置」は、表現活動の事後的な措置ではあるものの、日本国憲法が保障する「表現の自由」に制約を課すこととなることから、不当に侵害しないよう慎重に取り扱う必要があります。

また、第2項の「公表」については、どのような表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを広く市民に周知することにより、その解消につなげる一方で、安易にその概要を「公表」することにより、その内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど、差別の拡散につながるおそれも懸念されることから、慎重な対応が必要になります。

こうしたことを踏まえ、第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」をしようとするときは、あらかじめ、相模原市人権委員会の意見を聴かなければならないこととしています。

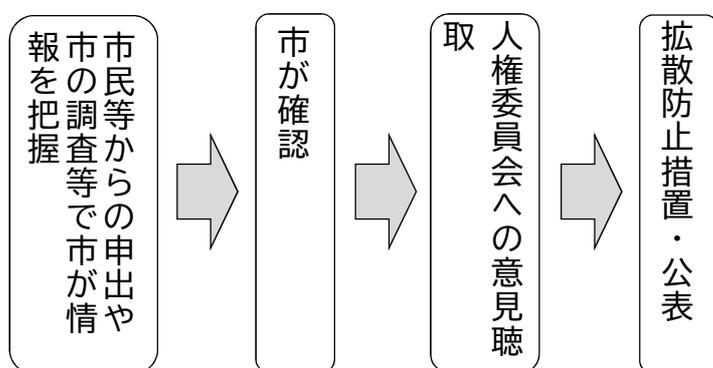
5 第5項関係

第2項の「公表」は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」が及ぼす悪影響に対する市民の理解を促進し、人権意識を一層高揚させ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」の解消につなげるという側面があります

が、安易にその概要を公表することにより、その内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど、差別の拡散につながるおそれがあり、かえって、こうした行為を行ったものの意図・目的に沿うような事態になってしまうことも想定されます。

こうしたことから、第2項の「公表」に当たっては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当すると認める表現活動をありのまま全て「公表」することを控える等の留意が必要となります。

< 拡散防止措置の流れ >



(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第21条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの

【趣旨】

本条は、何人も、相模原市の区域内における公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用すること等により、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するなど、特定の内容の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせる」ことを禁止することを定めたものです。

【解説】

1 本条は、「表現の自由等への配慮」に留意し、漠然、不明確又は過度に広範な規制は許容されないことを念頭に置きながら、当該行為が行われる「場所」、「手段」及び「類型」を明文化しています。

2 「場所」については、「市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所」とし、一般に開放され、不特定かつ多数の人が自由に入出入りし利用できる場所を意味しており、屋外又は屋内を問わず、その場所の所有権及び管理権が私人に属するか、国その他の公共団体に属するか否か、また、使用等が有償か無償かを問わないこととしています。

会館などの施設について、不特定かつ多数の人による自由な出入りが認められている状況であれば、「公共の場所」に該当しますが、貸切等によってそれが制限されているような状況であれば、「公共の場所」に該当しないことになり、同じ場所であっても、その時々利用形態に応じて、「公共の場所」に該

当するか否かの判断が異なることとなります。

3 「手段」については、次のとおりです。

- ・拡声機（携帯用のものを含む。）を使用すること
- ・看板、プラカード等を掲示すること
- ・ビラ、パンフレット等を配布すること

4 「類型」については、法務省人権擁護局が示した『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報」等を踏まえ、次のとおり「言動例」を挙げることにしますが、個別具体の言動が、本条の規制の対象に該当するか否かは、市長が、次の事項に留意し、1次判断を行い、さらに、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、慎重に最終判断を行うこととしています。

○留意事項（法務省人権擁護局が「参考情報」で示した事項）

個別具体の言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かは、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常に該当性の判断に変わりがないというのではなく、個別具体の言動がどのような状況や背景の下で行われるに至ったのか、その前後の文脈を踏まえて当該言動がどのような趣旨、意味に解されるのか等の諸事情を勘案することにより、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が異なることは当然あり得ると考えられる。したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難といわざるを得ない。

(1) 第1号関係

ア 「居住する地域から退去させることを煽動し」とは、本邦外出身者の居住する地域から当該本邦外出身者を排除し排斥することをあおり立てることをいいます。

イ 該当し得る言動例

- ・「〇〇人を相模原から叩き出せ」
- ・「汚い〇〇人を駆逐しろ」

- ・「〇〇人は日本から出て行け」

(2) 第2号関係

ア 「生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し」とは、本邦外出身者の生命、身体等に危害を加えるよう、害悪の告知を内容とする脅迫的言動をいいます。

イ 該当し得る言動例

- ・「〇〇人を殺す」
- ・「〇〇人を叩き潰せ」
- ・「〇〇人は殺されても仕方がない」

(3) 第3号関係

ア 「人以外のものに例えるなど、著しく侮辱」とは、衛生害虫（ゴキブリ、ノミ、ダニ等）、汚物その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるようなものや、特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶなどの本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものをいいます。

なお、隠語や略語が用いられたり、一部を伏せ字にする例もあり得ることから、該当性の判断に当たっては、それらの例を十分に把握しつつ、個別具体の言動がどのような文脈や意味合いで用いられているのかといった点を考慮します。

イ 該当し得る言動例

- ・「ウジ虫〇〇人」
- ・「ダニ〇〇人」
- ・「〇〇人はゴミだ。」

5 本条の規定に違反する行為は、第24条第1項の「公表」につながりますが、日本国憲法の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、「公表」をする前には、第22条の「勧告」や第23条の「命令」に対する違反を要件とすることで、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みを設けています。

その際、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者等で構成される相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとしています。

6 「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人のほか、外国人も含まれます。また、自然人のほか、法人も含まれます。

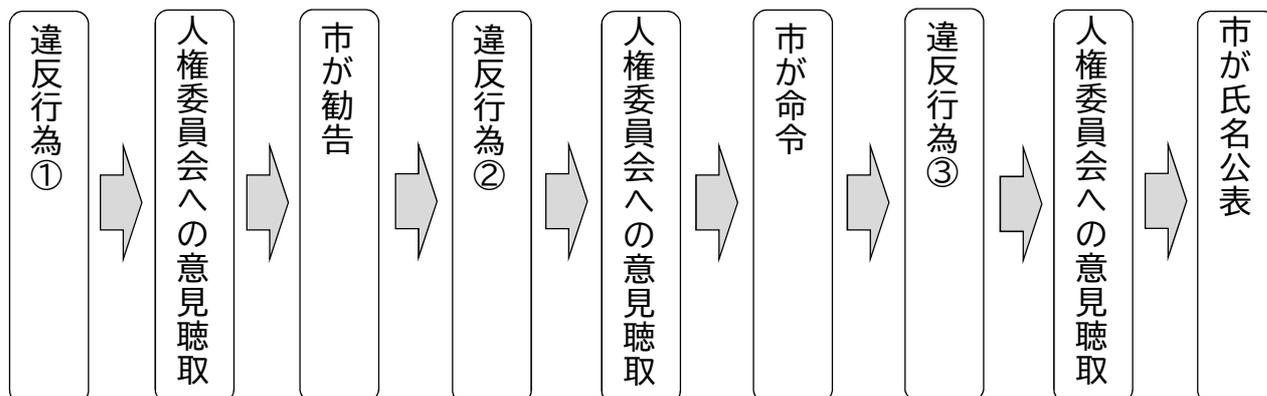
7 本条は、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として」、「本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」などを対象にしていますが、個別の事案については、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、市長が、慎重に最終判断を行うこととなります。

したがって、日常生活における言い争いや、会員のみでの会合、単なる批判、悪口といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張などについては、基本的に対象にしていません。

8 「行わせてはならない」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について自ら行うのではなく、他人に指示するなどして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行わせることを禁止するものです。

なお、このような言動を、単に「立ち止まって聞いていた」、「止めに入らなかった」、「傍観していた」といった場合は、この「行わせる」には該当しません。

<禁止措置の流れ>



(勧告)

第22条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、第21条(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)の規定に違反した者が再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、市長は、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、その者に対し、「地域」を定めて、「勧告」の日から6月間、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができることを定めたものです。

【解説】

1 第21条(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)の規定に違反する行為は、第24条第1項の「公表」につながりますが、その制度化においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、一度、違反行為を行い、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、まず「勧告」し、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、第23条第1項の「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、第24条第1項の「公表」をすることとして、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

「勧告」をする場合には、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者等で構成される相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとしています。

2 第1項関係

- (1) 「行わせた者」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、自ら行うのではなく、他人に指示するなどして「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行わせた者といえます。

なお、このような言動を、単に「立ち止まって聞いていた」、「止めに入らなかった」、「傍観していた」といった場合には、この「行わせた者」には該当しません。

- (2) 「同一の国又は地域」とは、第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反した者が特定した国又は地域と同じ国又は地域をいいます。

(例)

【最初に第21条の規定に違反した時】

「A国の出身であることを理由」とする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

【再び行おうとする時】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が

「A国の出身であることを理由」とする場合 → 「勧告」の対象

「B国の出身であることを理由」とする場合 → 「勧告」の対象外

なお、同条の規定に違反した時と全く同じ国又は地域である必要はなく、社会通念上、同じ国又は地域の出身であることを理由としたものであると考えられるときには、同一の対象とします。

- (3) 再び行おうとする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が、「同一の国又は地域の出身であることを理由」としている場合には、その手段（①拡声機の使用、②看板、プラカード類の掲示、③ビラ、パンフレット類の配布）や、その類型（①居住する地域から退去させる、②生命、身体等に危害を加える、③著しく侮辱する）が異なるときも、「同一理由差別的言動」として、本条の対象となります。

- (4) 「勧告」する場合に、「明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき」を要件としているのは、「勧告」が日本国憲法の保障する国民

の自由と権利、とりわけ「表現の自由」の不当な侵害とならないよう、留意しなければならないとの観点によるものです。

そのため、「勧告」をする場合には、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる状況を必要としています。

具体的には、再び「同一理由差別的言動」が行われようとしている場所、日時、態様等について、その実施予定者からの告知や、十分な証拠を伴う通報により、具体的に把握していることが必要です。

- (5) 「勧告」する場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「地域」を定めることは、「勧告」が日本国憲法の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

この「地域」については、第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定の違反行為が行われた場所や、再び「同一理由差別的言動」を行おうとする者による告知等で指定された場所等を考慮した上で、市長が、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、定めていきます。

具体的には、「勧告書」上に、「特定の場所から半径〇m以内」と指定したり、地図上へ図示するなどの方法により、「地域」を定めることとします。

- (6) 「勧告」する場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「期間」を「6月間」と定めることは、「勧告」が日本国憲法の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

実施予定者からの告知等を受けて、「勧告」の日から「6月」を経過した場合、当該告知等に係る「同一理由差別的言動」が行われる危険性が低くなっているとの考え方によるものです。

したがって、「勧告」の日から「6月」を経過した後に、実施予定者からの告知等があり、依然として、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる場合には、再び「勧告」をし、その後も、同様の対応を継続していくことになります。

- (7) 相手方の所在地等が不明なため、「勧告書」の送達ができない場合には、民法第98条の規定に基づく公示送達を行うなどにより、対応することとします。

- (8) 「勧告」は、法的拘束力のない行政指導であり、相模原市行政手続条例（平成9年相模原市条例第13号）の適用を受けるため、「勧告」に従わな

かったことを理由として、市長は、その者に不利益な取扱いをしてはなりません。自主的な解決を図るための進言に止まらず、市長の明確な意思として、再び「同一理由差別的言動」を行わないよう、勧め、又は促すこととなります。

参考：相模原市行政手続条例

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力により実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったこと又は第35条第1項の規定による苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 略

3 第2項関係

(1) 「勧告」をする場合には、市長は、相模原市人権委員会に対して、原則、次の事項について、意見聴取を行います。

ア 第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があったか否かについて

イ 再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるか否かについて

ウ 「勧告」をすることが適当か否かについて

エ 「勧告」をする場合、どのような「地域」の定め方が適当か否かについて

(2) 第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があったか否かについては、市長は、原則、他者からの通報及び提供による情報ではなく、客観性を担保するため、相模原市が収集した情報及び映像や音声の記録などを、相模原市人権委員会に提供し、その意見を聴いた上で、慎重に最終判断することとします。

(3) 第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があった後、再び「同一理由差別的言動」を行う旨の告知等による実施予定の把握までの期間の長さによっては、前記(1)のアに関する意見

聴取と、前記（１）のイからエまでにに関する意見聴取は、別の時期に行うこととなります。

これは、第２１条の規定に違反する行為があったか否かの事実認定は、証拠の保全や、関係者への聴き取りの結果などを勘案すると、事案発生後、速やかに、意見聴取を行う方が適当と判断していることによるものです。

- （４）「緊急を要する場合」とは、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由を把握したときから、実際に「同一理由差別的言動」が行われるまでの間に、相模原市人権委員会の意見を聴取し、「勧告」するまでの時間的な余裕がない場合をいいます。

具体的には、相模原市人権委員会の委員の定足数を満たすことができず、委員会を開催することができない場合などを想定しています。

このような場合、委員会開催までの事務手続中に、再び「同一理由差別的言動」が行われることが見込まれ、実効性の確保に支障を来たすことが考えられるため、例外的に相模原市人権委員会の意見を聴かずに、「勧告」することができるとしたものです。

なお、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないようにするため、相模原市人権委員会の意見を聴くこととしていることを踏まえ、このただし書の規定は、極めて、例外的な場合に適用することとしています。

- （５）「緊急を要する場合」であらかじめ相模原市人権委員会の意見を聴かずに、例外的に「勧告」した場合には、第２６条（報告）の規定に基づき、当該勧告をした後、相模原市人権委員会にその旨を報告しなければならないこととしています。

(命令)

第23条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、第22条第1項の「勧告」に違反した者が、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、市長は、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、その者に対し、「地域」を定めて、「命令」の日から6月間、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせてならない旨を命ずることができることを定めたものです。

【解説】

1 第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為は、第24条第1項の「公表」につながりますが、その制度化においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、一度、違反行為を行い、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、まず、第22条第1項の「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、第24条第1項の「公表」をすることとして、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

第22条第1項の「勧告」と同様に、「命令」をする場合には、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者等で構成される相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとしています。

第22条第1項の「勧告」は、法的拘束力のない行政指導に該当し、これに従わなかったことを理由として、不利益な取扱いがなされることはありませんが、「命令」は、法的拘束力を持つ行政処分に該当し、これに従わなかった場合には、第24条第1項の「公表」の対象になることとしています。

2 第1項関係

(1) 「前条第1項の規定による勧告に従わなかった者」とは、「勧告」を受けたにもかかわらず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせた者をいいます。

(2) 「同一理由差別的言動」とは、第22条第1項の「勧告」の場合と同様の言動をいいます。

(3) 「命令」をする場合に、「明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき」を要件としているのは、第22条第1項の「勧告」の場合と同様に、「命令」が日本国憲法の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」の不当な侵害とならないよう、留意しなければならないとの観点によるものです。

そのため、「命令」をする場合には、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる状況を必要としています。

具体的には、再び「同一理由差別的言動」が行われようとしている場所、日時、態様等について、その実施予定者からの告知や、十分な証拠を伴う通報により、具体的に把握していることが必要です。

(4) 「命令」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「地域」を定めることは、「命令」が日本国憲法の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

この「地域」については、第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定及び第22条第1項の「勧告」に違反する行為が行われた場所や、再び「同一理由差別的言動」を行おうとする者による告知等で指定された場所等を考慮した上で、市長が、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、定めていきます。

具体的には、「命令書」上に、「特定の場所から半径〇m以内」と指定したり、地図上へ図示するなどの方法により、「地域」を定めることとします。

(5) 「命令」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「期間」を「6月間」と定めることは、「命令」が日本国憲法の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

実施予定者からの告知等を受けて、「命令」の日から「6月」を経過した場合、当該告知等に係る「同一理由差別的言動」が行われる危険性が低くなっているとの考え方によるものです。

したがって、「命令」の日から「6月」を経過した後に、実施予定者からの告知等があり、依然として、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる場合には、再び「命令」をし、その後も、同様の対応を継続していくことになります。

(6) 相手方の所在地等が不明なため、「命令書」の送達ができない場合には、民法第98条の規定に基づく公示送達を行うなどにより、対応することとします。

(7) 「命令」は、相模原市行政手続条例第2条第1項第6号に規定する不利益処分に該当するため、市長は、「命令」をするに当たっては、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるとき（同条例第13条第2項第1号）を除き、同条例第13条第1項第2号の規定に基づき、名宛人となるべき者に弁明の機会の付与を行う必要があります。弁明は、市長が口頭で行うことを認めたときを除き、名宛人が弁明を記載した書面を提出する（同条例第27条第1項）ほか、同条例第3章第3節（第27条～第29条）における弁明の機会の付与に係る手続の定めにとり、実施することになります。

参考：相模原市行政手続条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの
(7) ~ (9) 略

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) ~ (5) 略

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、市長等が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(8) 「命令」は、行政処分であり、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求や、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づく抗告訴訟(行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟)の対象となります。

3 第2項関係

(1) 「命令」をする場合には、市長は、相模原市人権委員会に対して、原則、次の事項について、意見聴取を行います。

- ア 第22条第1項の「勧告」に従わず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせたか否かについて
- イ 再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるか否かについて
- ウ 「命令」をすることが適当か否かについて
- エ 「命令」をする場合、どのような「地域」の定め方が適当か否かについて

(2) 第22条第1項の「勧告」に従わず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせたか否かについては、市長は、原則、他者からの通報及び提供による情報ではなく、客観性を担保するため、相模原市が収集した情報及び映像や音声の記録などを、相模原市人権委員会に提供し、その意見を聴いた上で、慎重に最終判断することとします。

(3) 第22条第1項の「勧告」に違反する行為があった後、再び「同一理由差別的言動」を行う旨の告知等による実施予定の把握までの期間の長さによっては、前記(1)のアに関する意見聴取と、前記(1)のイからエまでに關する意見聴取は、別の時期に行うこととなります。

これは、第22条第1項の「勧告」に違反する行為があったか否かの事実認定は、証拠の保全や、関係者への聴き取りの結果などを勘案すると、事案発生後、速やかに、意見聴取を行う方が適当と判断していることによるものです。

(4) 「緊急を要する場合」とは、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由を把握したときから、実際に「同一理由差別的言動」が行われるまでの間に、相模原市人権委員会の意見を聴取し、「命令」するまでの時間的な余裕がない場合をいいます。

具体的には、相模原市人権委員会の委員の定足数を満たすことができず、委員会を開催することができない場合などを想定しています。

このような場合、委員会開催までの事務手続中に、再び「同一理由差別的言動」が行われることが見込まれ、実効性の確保に支障を来すことが考えられるため、例外的に相模原市人権委員会の意見を聴かずに、「命令」する

ことができるとしたものです。

なお、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないようにするため、相模原市人権委員会の意見を聴くこととしていることを踏まえ、このただし書の規定は、極めて、例外的な場合に適用することとしています。

- (5)「緊急を要する場合」であらかじめ相模原市人権委員会の意見を聴かずに、例外的に「命令」した場合には、第26条（報告）の規定に基づき、当該命令をした後、相模原市人権委員会にその旨を報告しなければならないこととしています。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する人権委員会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、第23条第1項の「命令」を受けた者が、当該命令に違反した場合に、市長は、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いて、その者の氏名等の「公表」をすることができることを定めたものです。

【解説】

1 「公表」については、氏名等の「公表」をし、広く市民への注意喚起を促すとともに、違反行為を抑止する効果を期待するものです。

また、「公表」に当たっては、市掲示場への掲示及び市ホームページへの掲載により行うこととします。

2 第1項関係

(1) 本条は、第23条第1項の「命令」に違反した者の氏名等の「公表」をする場合の根拠規定となるものです。

(2) 「公表」の対象となるものは、「命令」を受けたにもかかわらず、「命令書」に示された「地域」において、当該「命令」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせた者としてします。

(3) 「命令を受けた者」とは、「命令の名宛人」を指しますので、「命令の名宛人」になっていない者は、「公表」の対象にはなりません。

(4)「公表」をする事項は、次のとおりです。

ア 氏名（法人又は法人でない団体にあつては名称）

イ 代表者又は管理人の氏名（法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めがあるものに限る。）

ウ 「命令」の内容

エ 「命令」に従わなかった事実

オ その他市長が必要と認める事項

3 第2項関係

第23条第1項の「命令」違反があったか否かについては、市長は、あらかじめ、相模原市人権委員会の意見を聴いた上で、判断します。

4 第3項関係

事前手続の保障について定めたものです。

本条の「公表」は、市民への注意喚起が目的ですが、第23条第1項の「命令」に違反した者にとっては、氏名等の「公表」がされるという不利益が伴います。そのため、「公表」をされる者に対して、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものです。

具体的な手続については、市長から書面により対象者へ通知し、対象者は、客観的な記録となるよう、原則、意見を記載した書面及び証拠を提出することとしています。

(人権委員会による調査)

第25条 人権委員会は、市長又は第20条第4項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 人権委員会は、第22条第2項本文、第23条第2項本文若しくは前条第2項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている者又は前項の表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で第1項の調査を行わせることができる。

【趣旨】

本条は、市長からの諮問を受けた第29条に規定する相模原市人権委員会が、第三者機関として、公正・公平かつ的確な判断を行うことができるようにするため、相模原市人権委員会が調査審議を進める上で必要な調査権限を定めるなど、相模原市人権委員会の調査審議手続について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

(1) 相模原市人権委員会において、十分な調査審議が行われるようにするため、次に掲げる事項について、必要な調査権限を付与しています。

ア 市長に対する意見書又は資料の提出要求

イ 「拡散防止措置に該当する表現活動である旨の申出を行った市民等」に対する意見書又は資料の提出要求

ウ 「相当と認める者」に対する事情聴取

エ その他必要な調査

市長は、相模原市人権委員会に対する意見聴取の際に、市長が事前に収集・調査した資料も併せて提供することになりますが、相模原市人権委員会が、審議に当たって、判断材料が不十分と判断した場合に、それを補完する目的で、調査等を行うこととなります。

なお、この相模原市人権委員会による調査等は、強制力はなく、調査等の相手方が従わない場合の罰則規定はありません。

(2) 「相当と認める者」とは、相模原市人権委員会の調査審議の対象となっている行為である第20条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置）の規定に違反する行為や第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為について審議する上で必要な情報である事実関係などを得るために適切な者となります。

例えば、次の者を想定しています。

- ア 不当な差別的言動の対象とされた者
- イ 不当な差別的言動を現認した者
- ウ 不当な差別的言動が行われた「公共の場所」の管理者
- エ プロバイダ
- オ ブログのサイト管理者 など

2 第2項関係

(1) 相模原市人権委員会において、客観的で公正・公平な調査審議ができるよう、次に掲げる者に対し、意見を述べる機会を与える権限を相模原市人権委員会に付与しています。

これらの機会を与えるか否かは、相模原市人権委員会の判断に委ねられ、また、次に掲げる者に意見を述べる義務を課すものではありません。意見を述べる場合は、客観的な記録となるよう、書面の提出により行うこととしています。

- ア 第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反した疑いのある者
- イ アに該当する者で、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせようとする者
- ウ 第22条第1項の「勧告」に違反した疑いのある者
- エ ウに該当する者で、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせようとする者
- オ 第23条第1項の「命令」に違反した疑いのある者
- カ 第20条第4項の規定による調査審議の対象となっている表現活動を行った者

(2) 「相当の期間」とは、書面により意見を述べる場合に、社会通念上、必要とされる期間をいい、個別具体の事案により、相模原市人権委員会が判断することになります。

3 第3項関係

相模原市人権委員会が、事案の実情に即した効率的な調査審議を実施するため、その指名する委員又は臨時委員に相模原市人権委員会が行う調査審議手続の一部を行わせることができる旨を定めたものです。

緊急に調査審議を実施する必要性が生じた場合に、相模原市人権委員会の委員の日程調査が困難なことがあり得るほか、事案の内容や、その時点までの調査審議の蓄積などに照らして、少人数の委員により対応する方が相模原市人権委員会全体の効率性・効果性の観点から有効と考えられる場合なども想定されることから、相模原市人権委員会の指名する委員又は臨時委員に調査を行わせることができるとしたものです。

(報告)

第26条 市長は、第22条第2項ただし書又は第23条第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第22条第1項の規定による勧告又は第23条第1項の規定による命令をしたときは、当該勧告又は命令をした後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、第22条（勧告）又は第23条（命令）の手續において、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴かずに、「勧告」又は「命令」をした場合には、当該勧告又は命令をした後に、相模原市人権委員会にその旨を報告しなければならないことを定めるものです。

【解説】

「緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないとき」で、相模原市人権委員会の意見を聴かずに、例外的な対応とし、「勧告」又は「命令」をした場合には、後日、速やかに、相模原市人権委員会に報告しなければならないこととしたものです。

(報告及び質問)

第27条 市長は、第22条から第24条までの規定の施行に必要な限度において、第21条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第22条第1項の規定による勧告若しくは第23条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定、第22条第1項の「勧告」又は第23条第1項の「命令」に違反した者に対し、市長が、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させることができることを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

(1) 「報告徴収」及び「質問」は、市長が、適切に第22条第1項の「勧告」、第23条第1項の「命令」又は第24条第1項の「公表」をするための権限ですが、その行使は、少なからず、私人の自由制限を伴うものであるため、できるだけ、限定的にすることが望ましく、第22条から第24条までの規定の施行に「必要な限度において」行うこととするものです。

(2) 「報告徴収」の権限の行使は、義務を課す行為であり、行政不服審査法の規定に基づく審査請求や、行政事件訴訟法の規定に基づく抗告訴訟（行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟）の対象となる行政処分にあたります。

しかしながら、相模原市行政手続条例第3条第9号の規定により、同条例第3章（不利益処分）の手続規定は適用されず、また、この義務に従わなかったことをもって、何らかの制裁の対象となるものではありません。

参考：相模原市行政手続条例

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(8) 略

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 略

(3)「関係者」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の対象とされた者、それを現認した者、それが行われた公共の場所の管理者等を想定しています。

2 第2項関係

手続保障の観点から、質問をする職員が、正当にこれを行うものであることを知らせる必要があります。職員は、質問を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならないとしています。

3 第3項関係

行政調査としての「報告徴収」及び「質問」は、市長が第22条第1項の「勧告」、第23条第1項の「命令」又は第24条第1項の「公表」の行政目的を達成するため認められたものであり、本来、令状が必要とされる犯罪捜査のための行使は許されないことを確認的に規定したものです。

第4章 声明

第28条 市長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときは、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

2 市長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

3 人権委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、市長が定めた期間内に市長に答申するものとする。

4 市長は、第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第1項の規定により声明を発出したときは、当該声明を発出した後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

5 人権委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合においてその調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

【趣旨】

本条は、市長が、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときに、声明を発出することができることを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

(1) 不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生した場合、それを認識した市民等及び事業者にも不当な差別意識が広がり、その結果として本条例の目的である共生社会の実現に影響が生じる可能性があります。このため、不当な差別を許さない社会規範を醸成し、不当な差別意識の広がりを抑えるため、市長が声明を発出することができる旨を定めています。

(2) 声明は、本条例に根拠規定がなくとも発出することは可能です。しかし、制度として明確に本条例に位置付け、事案が発生した場合には、声明の発出により対応を図っていくことを示すことで、不当な差別を許さないという相模原市の姿勢を表しています。

(3) 「不当な差別」の範囲は、幅広く、どのような事案が発生するか全てを予測することは困難です。声明を発出するかどうかについては、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるという目的を踏まえ、次のような視点で、当該事案の内容、方法、程度、発生した状況、時期等から総合的に判断をしていくこととなります。

- a 市の区域内で発生し、又は市民等が対象となっている事案であること。
- b 多数の市民等が存在を知り得る状態にある事案であること。
- c 市民等に深刻な悪影響を及ぼす可能性が高い事案であること。
- d 拡散防止措置や禁止措置の対象となる行為でないこと。

なお、声明の発出を検討することが想定される事案は、次のとおりです。

- ・災害時、重大事件発生時の人種等の属性を理由としたデマ
- ・行為者が不明である不当な差別的落書きなどの犯罪
- ・そのほか、法令、条例の規範に反する行為で不当な差別に該当するもの

(4) 声明の内容は、次のような事項を想定していますが、事案に応じて異なり、第29条に規定する相模原市人権委員会の意見を聴いた上で市長が決定します。なお、氏名、住所等の個人情報の公表は行いません。

ア 事案の概要

イ 事案に対する市の認識

ウ 事案に係る分野における市の取組

2 第2項関係

(1) 市長が声明を発出しようとする場合は、あらかじめ相模原市人権委員会に意見を聴くことを規定しています。声明は、当該事案が不当な差別に当たることを行政が決定し公表するものであり、それにより行為者等に影響を及ぼす可能性があります。また、一度声明を発出した場合、それを取り消すことは困難です。このことから、その該当性を慎重に判断する必要があるため、附属機関である相模原市人権委員会に意見を聴くこととしています。

(2) 「緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないとき」とは、例えば、大規模災害が発生し相模原市が被災した場合で、災害に関連して声明を発出しようとしたときに、早急に相模原市人権委員会を開催することは困難であることが見込まれますので、そのような場合が挙げられます。

しかし、(1)に記載した理由から相模原市人権委員会の意見を聴くものであるので、このただし書の規定は、極めて例外的に運用することとします。

3 第3項関係

声明の発出が時機を逸すると、声明の効果が薄れ、かつ、市民等及び事業者への不当な差別意識が広まっていくおそれがあります。このため、市長が効果的に声明を発出することができるようにするために、市長から諮問を受けた相模原市人権委員会は、市長が定める期間内に答申することを定めています。

4 第4項関係

第2項ただし書の規定により、例外的な対応として、相模原市人権委員会に意見を聴かずに声明を発出したときは、事後的に相模原市人権委員会に報告することを規定しています。事後的に相模原市人権委員会に報告し意見をもらうことで、次の機会があった場合の対応の参考としていきます。

5 第5項関係

(1) 相模原市人権委員会は、市長からの諮問に応じて声明に関して調査審議をする場合で必要があると認めるときは、自らの判断で関係者に対して意見を述べる機会を与えることを規定しています。

(2) 「関係者」とは、相模原市人権委員会が調査審議のため必要と認める当該事案に関係すると思われる者のことをいい、事案の内容に応じて異なりますが、具体例を挙げると次のような者が考えられます。

ア 災害時、重大事件発生時において、人種等の属性を理由としたデマを流布した者

イ 不当な差別的落書きがされた場所の所有者、管理者等

ウ 事実関係を知っていると思われる者

第5章 人権委員会

(設置)

第29条 市長は、次の事項を行わせるため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、人権委員会を置く。

- (1) 第14条第4項本文及び第5項、第20条第4項、第22条第2項本文、第23条第2項本文、第24条第2項並びに前条第2項本文の規定により市長から意見を聴かれた場合(第19条第2項の規定により基準等に人権委員会への意見聴取について定めた場合において、当該基準等に基づき意見を聴かれたときを含む。)において、調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 第26条及び前条第4項の規定により市長から報告を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進に関する事項、第3章に規定する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項及び前章に規定する声明に関する事項について、市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

【趣旨】

本条は、相模原市人権委員会の位置付け及び設置目的について定めたものです。

【解説】

1 相模原市人権委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として位置付けます。そして、附属機関は、執行権を有していないこととされていることから、相模原市人権委員会も執行権を有していません。したがって、第1号及び第3号に規定されているように、意見を聴くべき案件があれば、市長が相模原市人権委員会に意見を聴き、相模原市人権委員会からの答申を最大限尊重しつつ、最終的には、相模原市が責任を持って意思決定を行います。

2 第1号関係

市長が次のとおり意見を聴いた場合の相模原市人権委員会の調査審議及び答申について定めています。

(1) 第14条第4項本文及び第5項

不当な差別的取扱いに係る助言又はあっせんを行う際の意見聴取

(2) 第20条第4項

本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置を講じ、又は公表をしようとする際の意見聴取

(3) 第22条第2項本文、第23条第2項本文及び第24条第2項

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告、命令、公表をしようとする際の意見聴取

(4) 第28条第2項本文

声明を発出しようとする際の意見聴取

(5) 第19条第2項

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等に相模原市人権委員会への意見聴取について定めた場合における、当該基準等に基づく意見聴取

3 第2号関係

市長が次のとおり相模原市人権委員会に報告をする場合のことを定めています。

(1) 第26条

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告及び命令に当たり、緊急を要する場合で、相模原市人権委員会に意見を聴く時間的余裕がないときに、意見を聴かずに勧告等をした後の相模原市人権委員会への報告

(2) 第28条第4項

声明の発出に当たり、緊急を要する場合で、相模原市人権委員会に意見を聴く時間的余裕がないときに、意見を聴かずに声明を発出した後の相模原市人権委員会への報告

4 第3号関係

第1号及び第2号に掲げるもののほか、第2章（不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進）、第3章（不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進）及び第4章（声明）に関する事項について、市長が意見を聴いた場合の相模原市人権委員会の調査審議、答申及び意見の建議について定めています。

(組織)

第30条 人権委員会は、委員7人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、人権委員会に、臨時委員を置くことができる。

【趣旨】

本条は、相模原市人権委員会の組織について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

相模原市人権委員会は、第29条各号に掲げる事項を処理するために設置する附属機関であり、その職務の範囲は広範となります。一方で、不当な差別的取扱いの解決、不当な差別的言動の解消等のため、迅速に対応することが求められます。これらのことを踏まえ、他都市の事例も考慮し、委員の定数は、7人以内としています。

2 第2項関係

案件に応じ委員の有する知識等を補い、特別の事項を審議するため、必要があれば、臨時委員を任用します。臨時委員は、第1項の定数外で任用するものですが、関係のある議事に関しては相模原市人権委員会の議決権を有します。

(委員及び臨時委員)

第31条 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

【趣旨】

本条は、相模原市人権委員会の委員及び臨時委員の要件、任期等について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

(1) 相模原市人権委員会の委員及び臨時委員は、第29条に規定しているように、不当な差別的取扱いの解決や不当な差別的言動の解消を図るための重要な審議等を行うため、人権に関する豊かな知識及び経験を有するほか、中立性及び専門性を有する学識経験者から市長が委嘱することとしています。

(2) 「中立性」については、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要であり、慎重かつ厳正に行うことが求められることから、中立的な者により構成することとしています。

(3) 相模原市人権委員会は、不当な差別的取扱いに関しては、申立人、相手方その他の関係者から話を聴くなどして事実関係の調査審議をすることが求められます。

また、不当な差別的言動に関しては、日本国憲法が保障する「表現の自由」との関わり、行政不服審査法や相模原市行政手続条例に関連する手続、関係者からの意見聴取の手続等を考慮しながら調査審議をすることが求められます。

以上から、法的な専門知識、法律実務などの経験等の「専門性」を有する者から構成することとしています。

(4) 「学識経験のある者」については、大学教授、弁護士等を想定しています。

2 第2項及び第3項関係

(1) 相模原市人権委員会の委員及び臨時委員の任期について規定しています。

(2) 委員の任期は、他の附属機関での委員の任期等を考慮し、2年間としています。任期途中で委員が欠けた場合で、後任の委員を委嘱したときのその委員の任期は、前任者の残任期間としています。

なお、附則第5項で任期の特例について規定し、当該規定により、通常、任期は「2年」のところ、委員の最初の委嘱にあっては、「1年又は2年」としています。これは、相模原市人権委員会としての経験の蓄積を図り、これを引き継いでいくため、委員全員が同時に交代となることを避けるためです。

(3) 臨時委員は、「特別の事項を調査審議する（第30条第2項）」ために委嘱するものですので、その任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでであることを規定しています。

3 第4項関係

他の附属機関での委員の再任について考慮し、相模原市人権委員会の委員は、再任されることができることを規定しています。この場合においても、別に定める相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針（平成10年10月15日施行）にのっとり運用します。

4 その他

委員の構成について、さがみはら男女共同参画推進条例（平成16年相模原市条例第1号）第18条において、「市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない」とこととされていることから、それにのっとり運用します。

(守秘義務)

第32条 人権委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【趣旨】

本条は、相模原市人権委員会の委員及び臨時委員の守秘義務について定めたものです。

【解説】

相模原市人権委員会は、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に関して、個人情報を取り扱うことが予定されているため、委員及び臨時委員の守秘義務を規定しています。なお、本条例による不当な差別的取扱いの解決と同様の救済業務を担う「さがみはら男女共同参画専門員」及び「子どもの権利救済委員」における扱いを踏まえ、守秘義務違反に対する罰則は設けていません。

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めのある事項以外で、相模原市人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める旨を定めたものです。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めのある事項以外で、本条例の施行について必要な事項は、規則で定める旨を定めたものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定並びに附則第4項の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (2) 第2章(第12条を除く。)及び第19条の規定並びに附則第3項の規定 公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている推進指針は、第7条第1項の規定により策定された推進指針とみなす。
- 3 第2章(第12条を除く。)の規定は、申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 4 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われた表現活動又は不当な差別に該当する事案で深刻なものについて適用する。
- 5 略
(検討)
- 6 市長は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 7～8 略

【趣旨】

附則は、本条例の施行期日、経過措置及び検討規定などを定めたものです。

【解説】

- 1 第1項関係
 - (1) 令和6年4月1日から施行する規定
 - 第1条(目的)
 - 第2条(定義)
 - 第3条(基本理念)
 - 第4条(表現の自由等への配慮)

第5条（市の責務）
第6条（市民等及び事業者の責務）
第7条（推進指針）
第8条（人権教育及び人権啓発）
第9条（相談及び支援体制の充実）
第10条（多様な主体と連携した取組）
第11条（調査及び情報の収集）
第12条（不当な差別的取扱いの禁止）
第29条（設置）
第30条（組織）
第31条（委員及び臨時委員）
第32条（守秘義務）
第33条（規則への委任）
第34条（委任）
附則（第3項及び第4項以外）

（2）令和6年10月20日までの日で、規則で定める日から施行する規定

第20条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は
障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置）
第21条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）
第22条（勧告）
第23条（命令）
第24条（公表）
第25条（人権委員会による調査）
第26条（報告）
第27条（報告及び質問）
第28条（声明）
附則第4項

（3）令和7年4月20日までの日で、規則で定める日から施行する規定

第13条（申立て）
第14条（助言及びあっせん）
第15条（あっせんに関する勧告）
第16条（意見の聴取）
第17条（助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表）

第18条（差別事案に係る調査）

第19条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る
公の施設の利用の承認等の基準等）

附則第3項

2 第2項関係

平成31年1月に改定した相模原市人権施策推進指針を、経過措置として、
第7条第1項の規定に基づき策定された推進指針とみなすことを定めています。

3 第3項関係

不当な差別的取扱いの解決に向けた取組に関する経過措置を定めたもので、
令和6年4月1日以後の行為を申立ての対象とします。

4 第4項関係

不当な差別的言動の解消に向けた取組（第19条に規定する取組を除く。）
及び声明に関する経過措置を定めたもので、令和6年10月20日までの日で、
規則で定める日以後の事案を対象とします。

5 第6項関係

令和7年4月20日までの日で、規則で定める日後3年を目途に、社会情勢、
市民意識、差別や人権侵害の現況などを踏まえ、本条例の施行状況について検
討を行い、条例の見直しも含め、必要があると認めるときは、必要な措置を講
ずるよう義務付ける規定を設けます。

なお、社会情勢の変化等により、重大な人権課題が生じた場合には、3年を
待たずに必要な検討を行います。

また、仮に、市の区域内における不当な差別的言動が認められなかった場合
でも、検討を行うこととしています。

II 資料編

1 相模原市人権尊重のまちづくり条例

相模原市人権尊重のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進(第12条—第18条)

第3章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第19条—第27条)

第4章 声明(第28条)

第5章 人権委員会(第29条—第33条)

第6章 雑則(第34条)

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言はこのようにうたい、日本国憲法も基本的人権の尊重をその基本原理としている。人権は、国家を始めとした公権力により侵害されてはならないことはもちろんのこと、私人間においても相互に尊重し合う必要がある。

このような中、国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み、本市においても、これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきた。

しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

また、社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながる者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生している。

こうした状況を踏まえ、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等を定めることにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。
- (5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。
- (6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。
- (7) 障害者に対する不当な差別的言動 障害者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は障害者を著しく侮蔑するなど、障害者であることを理由として、障害者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(8) 表現活動 次に掲げる表現行為をいう。

ア インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法その他の不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる表現行為

イ 表現行為の内容を記録した印刷物、光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)その他の物の販売若しくは頒布又は上映その他の表現行為の内容を拡散する表現行為

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第4条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第6条 市民等及び事業者は、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進指針)

第7条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、推進指針にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。この場合において、第11条第1項に規定する調査等の結果を踏まえるものとする。

3 市長は、推進指針を策定しようとするときは、あらかじめ、相模原市人権施策審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進指針の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者

に対し、人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 市は、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(多様な主体と連携した取組)

第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援を行えるよう、関係行政機関、市民等、事業者、関係団体等の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

(調査及び情報の収集)

第11条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進

(不当な差別的取扱いの禁止)

第12条 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(申立て)

第13条 市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争(以下「差別事案」という。)について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 市民等の家族その他の関係者は、当該市民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、差別事案について、当該市民等に代わって、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て(以下単に「申立て」という。)は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定し

た権利関係に関するものであること。

- (2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。
- (3) 法令(民事調停法(昭和26年法律第222号)を除く。)に基づくあつせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
- (4) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員職務執行に関するものであること。
- (5) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過したものであること。
- (6) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
- (7) 差別事案に係る相手方(以下単に「相手方」という。)が不明であるものであること。
- (8) さがみはら男女共同参画推進条例(平成16年相模原市条例第1号)第21条第1項の規定による申出を行うことができるもの、相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)第22条第1項の規定による救済の申出を行うことができるものその他の市の制度による救済の申出等を行うことができるものであること。ただし、申立てをしようとする差別事案が人種等の属性のうち複数の属性に関わるものである場合等、これらの制度で対応することが困難である場合を除く。
- (9) 市の区域外で生じたものであること。ただし、差別事案がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、相手方が市民等又は事業者であるときは、市の区域内で生じたものとみなす。
(助言及びあつせん)

第14条 市長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者(前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。)、相手方その他の関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、助言又はあつせんを行うことが適当でないと思われるときは、この限りでない。

2 市長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 市長は、助言若しくはあつせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る市の機関(市長を除く。)に対し、

資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、相模原市人権委員会（以下「人権委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、第2項の調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

5 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が市であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、人権委員会の意見を聴くものとする。

6 市長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（あっせんに関する勧告）

第15条 市長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第16条 市長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表）

第17条 市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

（差別事案に係る調査）

第18条 人権委員会は、第14条第4項本文又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

第3章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等）

第19条 市長は、市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項(以下「基準等」という。)を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により基準等を定める場合は、当該基準等に、公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対し措置を講じようとするときは、当該措置の内容に応じて人権委員会へ意見聴取することについて定めるものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置)

第20条 市長は、次に掲げる表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われた表現活動

(2) 市の区域外で行われた表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が市民等を対象としたものであると明らかに認められる表現活動

イ アに掲げる表現活動以外の表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 前項の場合において、市長は、当該表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該表現活動の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の解消に悪影響を与えると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じようとするとき、又は第2項本文の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項本文の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第21条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第22条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(命令)

第23条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴

く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する人権委員会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(人権委員会による調査)

第25条 人権委員会は、市長又は第20条第4項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 人権委員会は、第22条第2項本文、第23条第2項本文若しくは前条第2項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている者又は前項の表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で第1項の調査を行わせることができる。

(報告)

第26条 市長は、第22条第2項ただし書又は第23条第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第22条第1項の規定による勧告又は第23条第1項の規定による命令をしたときは、当該勧告又は命令をした後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

(報告及び質問)

第27条 市長は、第22条から第24条までの規定の施行に必要な限度において、第21条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第22条第1項の規定による勧告若しくは第23条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 声明

第28条 市長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときは、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。
- 3 人権委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、市長が定めた期間内に市長に答申するものとする。
- 4 市長は、第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第1項の規定により声明を発出したときは、当該声明を発出した後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。
- 5 人権委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合においてその調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

第5章 人権委員会

(設置)

第29条 市長は、次の事項を行わせるため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、人権委員会を置く。

- (1) 第14条第4項本文及び第5項、第20条第4項、第22条第2項本文、第23条第2項本文、第24条第2項並びに前条第2項本文の規定により市長から意見を聴かれた場合(第19条第2項の規定により基準等に人権委員会への意見聴取について定めた場合において、当該基準等に基づき意見を聴かれたときを含む。)において、調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 第26条及び前条第4項の規定により市長から報告を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進に関する事項、第3章に規定する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項及び前章に規定する声明に関する事項について、市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

(組織)

第30条 人権委員会は、委員7人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、人権委員会に、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第31条 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第32条 人権委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定並びに附則第4項の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2章(第12条を除く。)及び第19条の規定並びに附則第3項の規定 公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている推進指針は、第7条第1項の規定により策定された推進指針とみなす。

3 第2章(第12条を除く。)の規定は、申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

4 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定は、附則第1項第1号に掲げる規

定の施行の日以後に行われた表現活動又は不当な差別に該当する事案で深刻なものについて適用する。

(人権委員会の任期の特例)

- 5 第31条第2項本文の規定の適用については、人権委員会の委員の最初の委嘱に当たっては、同項中「2年」とあるのは、「1年又は2年」とする。

(検討)

- 6 市長は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員」の次に「、人権委員会の委員及び臨時委員」を加える。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 8 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市人権施策審議会の項中「人権施策の」を「相模原市人権尊重のまちづくり条例(令和6年相模原市条例第28号)第7条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の意見を答申するとともに、人権施策の」に改める。

2 相模原市人権尊重のまちづくり条例施行規則

相模原市人権尊重のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市人権尊重のまちづくり条例(令和6年相模原市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(申立て)

第3条 条例第13条第1項又は第2項の申立て(以下単に「申立て」という。)をしようとする者は、助言・あっせん申立書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申立書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、申立てを口頭により行うことができる。

2 申立てをしようとする者は、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者が市民等であることを証する書類を提出しなければならない。

3 申立てをしようとする者は、申立ての参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を市長に提出することができる。

4 第1項ただし書の規定による口頭による申立てのときは、市長は、その職員をして当該申立てを録取させなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、当該申立てをする者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認しなければならない。

(助言又はあっせんの開始等)

第4条 市長は、条例第14条第1項の助言又はあっせんに関する手続を行うときは、速やかに、申立人及び相手方に対して、その旨を書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第14条第1項ただし書の規定により助言又はあっせんを行うことが適当でないと認めたときは、申立人(既に前項の規定により通知をしている場合にあつては、申立人及び相手方)に対して、助言又はあっせんを行わない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第5条 市長は、条例第14条第1項のあっせんを行うに当たっては、あっせん案を作成し、申立人、相手方その他の関係者に対して、当該あっせん案の内容及びその理由を書面により提示するものとする。

(あっせん受諾の通知)

第6条 市長は、前条の規定により提示したあっせん案の内容を申立人、相手方そ

の他の関係者の全員が受諾したときは、速やかに、申立人、相手方その他の関係者に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(あっせんの打切り)

第7条 市長は、条例第14条第6項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、速やかに、申立人、相手方その他の関係者に対して、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(あっせんに係る勧告)

第8条 条例第15条の規定による勧告は、あっせんに係る勧告書により行うものとする。

(勧告に係る意見の聴取)

第9条 条例第16条の規定による通知は、勧告に係る意見等の機会付与通知書により行うものとする。

2 条例第16条の規定による通知を受けた者は、意見を記載した書面及び証拠を提出することができる。この場合において、書面による提出ができない場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を述べるとともに、証拠を提出することができる。

3 第3条第4項の規定は、前項後段の規定による口頭による意見の陳述について準用する。

(助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表事項)

第10条 条例第17条の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申立ての内容

(2) 助言若しくはあっせん又は勧告の実施に至る調査経過

(3) 助言若しくはあっせん又は勧告の実施内容

(公表の方法)

第11条 条例第17条、第20条第2項及び第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法で行うものとする。

(1) 相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用する方法

(拡散防止措置)

第12条 条例第20条第2項の規則で定める事項は、同条第1項の表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じた年月日その他市長が必要と認める事項とする。

2 条例第20条第3項の申出は、拡散防止措置に係る申出書を市長に提出して行わなければならない。この場合において、当該申出書には、自らが市民等である

ことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告)

第13条 条例第22条第1項の規定による勧告は、不当な差別的言動に係る勧告書により行うものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る命令)

第14条 条例第23条第1項の規定による命令は、不当な差別的言動に係る命令書により行うものとする。

(命令違反に係る公表)

第15条 条例第24条第1項第3号の規則で定める事項は、条例第23条第1項の規定による命令に従わなかった事実その他市長が必要と認める事項とする。

2 条例第24条第3項の規定による通知は、公表に係る意見等の機会付与通知書により行うものとする。

3 条例第24条第3項の規定による通知を受けた者は、意見を記載した書面及び証拠を提出することができる。この場合において、書面による提出ができない場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を述べるとともに、証拠を提出することができる。

4 前項後段の規定による口頭による意見の陳述のときは、市長は、その職員をして当該意見を録取させなければならない。この場合において、当該職員は、録取した書面を、当該意見の陳述をした者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認しなければならない。

(人権委員会による意見の聴取)

第16条 条例第25条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、人権委員会による意見の機会付与通知書により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(声明に係る意見の聴取)

第18条 条例第28条第5項の規定による意見を述べる機会の付与は、声明に係る意見の機会付与通知書により行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 人権委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、人権委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 人権委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 人権委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 人権委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第21条 委員及び臨時委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接の利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(関係者の出席等)

第22条 人権委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第23条 人権委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、人権委員会に諮って公開とすることができる。

(会議の招集の特例)

第24条 委員長の任期満了後最初の人権委員会の会議の招集は、第20条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(部会)

第25条 人権委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査させ、及び審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の決議は、これをもって人権委員会の決議とする。この場合において、部会長は、これを委員長に報告するものとする。

7 第20条及び第22条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第20条第1項、第23条ただし書及び前条中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条中「第20条第1項の規定にかかわらず、市長」とあるのは「次条第7項において準用する第20条第1項の規定にかかわらず、委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第26条 人権委員会の庶務は、人権施策事務主管課で処理する。

(委員長への委任)

第27条 第19条から前条までに定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、委員長が人権委員会に諮って定める。

(様式)

第28条 この規則の規定により使用する書類の様式(別記様式を除く。)は、別に定める。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条(条例第20条第2項及び第24条第1項に係る部分に限る。)、第12条から第18条まで、第28条及び別記様式の規定 条例附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日

(2) 第3条から第10条まで及び第11条(条例第17条に係る部分に限る。)の規定 条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の人権委員会の会議は、市長が招集する。

別記様式(第17条関係)

(表)

第 号
身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>
上記の者は、相模原市人権尊重のまちづくり条例第27条第1項の規定により質問を行う職員であることを証明する。
年 月 日
相模原市長
印

(裏)

相模原市人権尊重のまちづくり条例(抜粋)

(報告及び質問)

第27条 市長は、第22条から第24条までの規定の施行に必要な限度において、第21条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第22条第1項の規定による勧告若しくは第23条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規格 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)